

生徒心得

明朗で健全、誠実で端正な高校生活を送るため、次の事項を守りましょう。

1 課業

- (1) 常に時間を厳守し、正当の理由なくして、欠席、欠課、遅刻、早退をしない。
- (2) 欠席の場合
欠席する当日の朝、保護者より電話その他の方法で理由を学校に連絡する(電話は午前 7:30 から午前 8:25 まで)。
- (3) 遅刻の場合
遅刻の場合には職員室において、入室許可証を受け取り、速やかに授業に参加する。
- (4) 早退の場合
早退する場合にはあらかじめ担任に理由を述べ、許可を得て職員室において早退許可証を受け取る。
帰宅後、すみやかに学校へ連絡を入れる。
- (5) 忌引は次の通りとする。
 - ア 父母死亡の場合は 7 日以内
 - イ 祖父母、兄弟姉妹死亡の場合は 3 日以内
 - ウ 曾祖父母・伯(叔)父母死亡の場合は 1 日
 - エ 上記の近親者が死亡した場合は、ただちに担任に連絡する。
- (6) 次の場合は出席停止として取り扱う。
 - ア 交通スト、災害等
 - イ 学校保健法の定める理由
 - ウ その他学校が認めた理由
- (7) 進級・卒業について
 - ア 出席時間数が一定水準以上である時、審議の上、履修が認定される。
 - イ 学業成績が一定水準以上である時、審議の上、修得が認定される。
 - ウ 定められた各科目の履修が認定され、所定の修得が認定された時、審議の上、進級・卒業が認定される。

2 校内生活

(1) 教務関係

- ア 所定の時刻の 5 分前までに必ず登校する。
- イ 教室内では落ち着いて過ごす。
- ウ 提出物はすべて期日を厳守する。
- エ 自習時間は有効に使用し、原則として教室内で学習する。
- オ 生徒の住所等に変更のあった時は、すみやかに担任に申し出る。
- カ 考査については次の事項に注意すること。
 - ・ 筆記用具、その他特に指示又は許可のあった物品は使用してもよい。また許可なく貸借をしてはいけない。下敷は使用しない。使用を必要とする場合は監督教員の許可を受けなければならない。

- ・ 教科書、ノート等自己の所持品はカバン等に入れ廊下に出す。その際、カバンの口を閉める。
- ・ 机の中は空にする。
- ・ 座席は出席簿の順番に従って着席する。
- ・ 考査中に病気等により受験に支障のある場合は監督教員に申し出てその指示に従う。
- ・ 不正行為（指定以外の物品、紙片もしくはこれに類するもの等の所持、カンニング、携帯電話等の持込み、物品の貸借私語等誤解をまねく行為）は絶対にしない。監督の指示に従わない場合は不正行為とみなす。

(2) 保健関係

- ア 昼食は昼食時間に自分の教室でとる。
- イ 常に衛生に注意し身の清潔に努める。
- ウ 校舎内外の清掃美化に努め、受持区域の清掃は責任をもって行なう。
- エ ゴミ、紙屑等は所定の場所に捨てる。
- オ 飲食物等のごみは持ち帰る。
- カ 掃除用具は常に所定の場所に整頓して置く。
- キ 生徒自身及び近隣に感染症が発生した場合には、すみやかに担任及び保健系の教員に届出る。

(3) 生徒指導関係

- ア 上履と下履の区別は厳密にし、上履は学年別に定められたものを使用する。
- イ 校内の公共物を大切にし、破損又は汚損しないように注意する。万一破損又は汚損した場合には、ただちに担任に申し出てその指示を受ける。
- ウ 学校の施設備品を特別に使用する場合は、あらかじめ関係の教員に願い出る。許可を得られた場合に限り使用できる。施設備品は、丁寧に扱い、使用後は後始末をよくし必ず報告する。休日の場合も同様とする。
- エ 所持品にはすべて記名し、他人の物を無断で使用しない。
- オ みだりに金銭、又は物品の貸借、譲渡をしない。
- カ 常に盗難予防に心掛け、不必要な品や不要な金銭は持参しない。
- キ 盗難、紛失、拾得の場合はすみやかに担任または生徒指導部に届出る。
- ク 常に校内の諸掲示や伝達に注意する。
文書、ポスター等を校内に掲示する場合は、生徒指導部に申し出てその指示に従う。
- ケ 始業時刻より終業時刻までの間は、みだりに校外へ出ない。特別に外出する必要がある場合は担任もしくは教科担任の教員に申し出て、指示を仰ぐ。
- コ 特別の場合を除き、下校時刻は夏季 17 時、冬季 16 時半とする。
- サ 下校の際は後始末をよくし、特に火気、電気、戸締り等に注意する。
- シ 来賓、保護者の方々にはよくあいさつを行うとともに生徒相互の間でもあいさつを励行する。
- ス 集会の際には整然と行動し、私語を慎む。
- セ 学校生活の秩序を乱す行為は絶対にしない。

3 校外生活

- (1) 常に本校生徒としての自覚をもち、服装、態度、言葉遣いに注意し高校生らしい態度を堅持する。
- (2) 知人、友人には礼儀正しく接する。
- (3) 家庭においては学習とともに余暇の善用に努め、家族に協力して生活を明るく楽しくするよう努力する。
- (4) 風紀上好ましくない娯楽場、喫茶店等へは立入らない。
- (5) 外出の際は行先、用件、帰宅時刻を保護者に必ず告げる。
- (6) 夜間外出はさけ、特に深夜外出（午後 10 時以降）はしない。また、無断で外泊をしない。
- (7) 旅行、登山等は行先、指導者等その内容を事前に担任に申し出る。
- (8) アルバイトは保護者から必ず申し出るようにする。
- (9) 通学途上においては常に身の交通事情に十分な注意を払い、交通規則、交通道徳を守り、自他ともに交通事故を未然に防止することを心掛ける。次の項目には特に留意する。
 - ア 二人乗り、ながら運転（特に、スマートフォン・携帯電話）、夜間の無灯火運転、傘差し運転、イヤホン等で音楽を聴く運転など法令に反した運転は絶対にしない。
 - イ 「四ない運動」（免許を取らない、車に乗らない、車を買わない、他人の車に乗せてもらわない）を厳守する。
- (10) 校外生活における事故はすみやかに学校へ連絡する。

4 諸届、諸願

諸届、諸願については本校所定の用紙を用い、規定によって提出する。